

第19回都市経営会議 平成29年(2017年)12月25日(月)開催

1 さらに仁川・ピピアめふ公益施設の運用及びサウンディング型市場調査の結果報告について

【報告】 都市整備部

【結果】 再報告

【質疑等】

- ・ 公益施設は行政財産化し指定管理者制度を導入、駐車場は普通財産として貸し付けるという考え方はどこからでてきたのか。
⇒ 企業連合ということで募集した方が人的負担及び費用負担を軽減できるだろうというアドバイザーからの助言もあり、このような考え方とした。
- ・ 駐車場については、指定管理は出来ないという認識で良かったか。
⇒ その通りである。
- ・ 駐車場はなぜ行政財産にならないのか。
⇒ 駐車場部分については、公益施設の専用駐車場ではないためである。
- ・ 資料1の3に駐車場及び公益施設の記載があるが、これは指定管理者又は企業連合に普通財産を貸し付けることを想定しているという認識で良かったか。
⇒ その通りである。
- ・ 資料1の3の駐車場貸付料について、収入から差し引く事業運営の必要経費は駐車場部分のみであって、指定管理の運用益は別と考えて良いのか。
⇒ 別である。駐車場収入から駐車場運営に係る機材費等の経費を差し引いた金額が貸付料となる。
- ・ 駐車場貸付料が変動する可能性があるが、基本料等は定めないのか。
⇒ 他市では固定費及びその超過分を貸付料としているところもあるため、それらを参考にしたいと考えている。本市においても過去10年間のデータは把握しているため、そこから固定費を算出する予定である。
- ・ 行政財産の管理規則に貸付料を定額で定めることの規定もあったため、是非参照していただきたい。
- ・ 結果報告ではなく、結果を受けての利活用方針を定めるという議題にした方が良い。
- ・ 公益施設等の場所、面積、図面等を添付する必要があったのではないか。
⇒ 添付する必要があったと考えている。
- ・ 全体の収支について説明が不十分である。
⇒ 最終的な額が決定していないため、資料1に記載した金額が暫定の概算金額である。
- ・ 資料2の構成については、現状、課題、調査を行う目的、経緯等の記載が抜けているように思われる。
- ・ 今回、日本PPP・PFI協会のホームページに募集記事を載せているが、もともと日

本PPP・PFI協会とやり取りがあったのか。指定管理者制度が最善であると判断した理由は何か。経過等をご教示いただきたい。

⇒ アドバイザーの一人がPFIのオーソリティであったため、本件について相談したところ、日本PPP・PFI協会のホームページ等を活用すればどうかという助言をいただいた。また、公益施設が民間企業にどのように受け入れられるのか知りたいということもあり、東京では比較的活用されているサウンディング型市場調査を取り入れた。指定管理者制度については、民間企業二十数社から聞き取りを行ったところ、指定管理者制度であれば対応できるという企業が多かったため、指定管理者制度の導入に至った次第である。

- ・ 今回の報告内容では不明瞭な部分が多いため、サウンディング型市場調査を行うこととなった理由や経緯のほか、現状、課題、目的等を整理したうえで再度報告していただきたい。

2 宝塚市公益施設条例の制定について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 再審議

【質疑等】

- ・ 附則の3の特例について記載されているが、少し違和感がある。
⇒ 再度法制担当と調整する。
- ・ 第4条の施設について、本項目に該当しない場所も出てくると思うが。
⇒ 一般的な場所について必要最小限の記載としたが、再度法制担当と調整する。
- ・ 議題1と合わせて再審議とする。

3 決算特別委員会における議員からの要望等について（報告）

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 各部引き続き対応をお願いする。

4 平成29年度（2017年度）全事務事業の見直し

【報 告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 事務事業一覧の並び順は何か規則があるのか。
⇒ 第1は「廃止、一部廃止・縮小、統合、事務改善、継続」の順とし、第2に組織順とした。

- ・ 中には記載内容を再考すべきものがある。もう一度確認すべきである。
- ・ NO. 50以降、継続とあるが、事務改善との違いは何か。
 - ⇒ 明確な定義ができていないため、もう一度内容を踏まえて整理したい。
- ・ 「0」で表示されているものが多々あるが、これは効果がないということか。
 - ⇒ 現時点で効果額の見通しが立たないものについては暫定で0を入力しているが、誤解を招く恐れがあるため、スペース等に変更するように調整する。
- ・ 4箇年の効果額はいくらか。
 - ⇒ 約5億3,000万円である。
- ・ 財政見通し上は4箇年の効果額を踏まえてもまだ28億円不足するが、そのあたりは今後どのように対応していくのか。
 - ⇒ 大変厳しい状況にあるのは間違いない。今後、国・県の補助金を積極的に獲得しつつ、歳入については未収等の対策をさらに強化しなければならない。また、歳出については、他市に比べ補助が手厚いもの等をさらに精査・見直しを検討する必要があると考えている。
- ・ 歳入＝歳出で予算編成を行わなければ、予算が可決されない可能性がある。各部そのような認識をしっかりと持つようお願いする。
- ・ 今回各部からあがってきた事業全てを開示するのか。
 - ⇒ 非公開とする理由がないため、求められれば開示する予定である。
- ・ 今回各部からあがってこなかった事業についても議論の対象となる可能性があるが。
 - ⇒ それらの事業についても求められれば開示し、議論の対象となり得ることは想定している。
- ・ 事務事業見直しやアクションプラン等の整合がとれているのか等分かりにくい部分があり、全体像がぼやけているように感じる。もう少し分かりやすく整理してほしい。
 - ⇒ 最新の効果額が入るものがあれば反映し、最新版となるよう整理する。
- ・ 記載内容について修正がある場合は早急に行革推進課にご連絡いただきたい。

5 第2次宝塚市行財政運営アクションプラン 平成29年度(2017年度)中間報告(平成29年11月1日時点)

【報告】 企画経営部

【質疑等】

- ・ 19ページ、表示番号45について、平成28年度を取組結果の記載内容に疑問を感じる。本当にこの金額で間違いないのか等確認するように。
 - ⇒ 記載内容について今一度確認し、整理する。
- ・ 中間報告を行う目的は何か。
 - ⇒ 議会から求められているのみでなく、現状の取り組み状況を示すほか、各部におかれても現状を見つめることによって、再度見直しを行ってほしいという意図がある。

- ・ かなりの事務負担となるが、今後定期的にこのような照会があるのか。
⇒ 次からは決算時にまとめて照会を行うことによって事務負担の軽減を図りたいと考えている。引き続きご協力をお願いする。

6 宝塚市地域防災計画改定版（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 表紙の副題にバイブルという表現があるが、見直すべきである。
⇒ 再度調整する。
- ・ 3ページの3において、「②災害対応マニュアル編」と「②災害時行動マニュアル編」という表現があるが、統一すべきである。
⇒ 再度調整する。
- ・ 4ページの4に、④別紙「意見提出用紙」とあるが不要である。
⇒ 削除する。
- ・ 各部から提出のあった意見で今回反映できていないものは、次の改訂時に反映するという認識で良かったか。
⇒ その通りである。今回の趣旨は今年度の防災会議で承認いただいた内容に対して、構成を大きく変更するという改訂を行おうとするものであるため、照会と同時にいただいた計画内容に対する修正等については、その次の改定時にそれらを反映することを予定している。

7 「北部地域土地利用計画（案）」及び「宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例（案）」の策定に伴うパブリック・コメント制度による意見募集について

【提 案】 都市整備部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 9ページの北部地域の土地利用の課題の一つ目の記載内容では、急激な人口減少等によって既に地域産業が衰退し、里山景観が荒廃しているという現状があるといふように捉えられかねない。将来的にはそのような可能性は懸念されるが、現状としてはまだそこまですべてには至っていないと思われるため、表現を「将来的にはそのような可能性がある」というものに修正していただきたい。
⇒ 再度調整する。
- ・ 地元の説明する中で、地元での取り組み姿勢はどのようなものであったのか。

- ⇒ 関心を示していただいた地区もあったが、全体的にはまだまだ関心が薄い印象である。先行する地区を一つでもつくることによって、他の地区も動かしていきたいと考えている。
- ・ 18ページ、条例第2条において、北部地域の定義を都市計画マスタープランに基づき行っているが、同プランが変更されればこの条例に影響を及ぼすものと思われる。8ページの北部地域の現状で記載されている内容を引用する方が良いのではないか。
 - ⇒ 都市計画マスタープランが変更されたとしても、北部地域の定義が変わることはまず有りえないと考えている。また、8ページで示す地域は、横の市域図の灰色で着色した地域であり、北部地域以外の地域も含まれているため、これを引用することはできない。
- ・ 9ページの北部地域の土地利用の取組の一つ目において、他市のように特定区域を含めなかった理由は何か。
 - ⇒ 西谷地域においては現在特定区域を指定する予定はないうえ、今後そのような指定の要望等もないことから含めていない。
- ・ 9ページの北部地域の土地利用の取組の二つ目において、「住宅にあっては」という表現を「住宅の建築にあっては」等に修正すべきである。
 - ⇒ 再度調整する。
- ・ 本条例は何月議会に提案する予定か。
 - ⇒ 平成30年6月議会を予定している。
- ・ 16ページの右下の表で示している地域振興に係る店舗等の内容については、今後どのように進めていく予定か。
 - ⇒ 産業文化部と連携したうえで進めていく予定である。都市活性と地域活性の連携が前提となった取り組みである。
- ・ 市街化調整区域に最短でいつからこの条例を活かして家屋を建築できるのか。
 - ⇒ 条例の施行予定が平成30年10月1日であることから、その直後から申請可能となる。
- ・ 少子高齢化という表現があるが、最近の他のパブリック・コメントでは「少子超高齢化」という言葉を使用しているものがある。統一を図る必要はないか。
 - ⇒ 本市の現状では少子超高齢化の基準に該当するため、表現を再度調整する。
- ・ 地区土地利用計画に関心を持っている地区はあるのか。
 - ⇒ 一部の地区では関心を持っていただいている。
- ・ 地域で勉強会等を開き、関心を持ってもらえるように取り組むようお願いする。
- ・ 塩漬け土地等の問題については、県ともしっかりと協議するようお願いする。